

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

令和5年度長崎市人権問題講演会を開催しました！ 「みんなちがって、みんないい生き方を」

長崎市では、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現を目指して、毎年、人権への関心を高め、理解と認識を深めていただくため、人権問題講演会を開催しています。

今年度は、シンガーソングライターのちひろさんに、詩人である金子みすゞの詩に曲をつけて歌っていただくコンサート形式で開催しました。弾き語りや朗読などを織り交ぜながら、人権についてご講演いただきました。

参加者からは、「心に響く言葉がたくさんありました」、「自分を見つめなおすよい機会になりました」、「曲を自分の親や子にも聞かせたかった」等の言葉が寄せられ、とても貴重な時間を会場全体で共有することができました。



講師 ちひろさん

人権ポスターコンクールの最優秀作品を紹介します

長崎市教育委員会では、毎年市内の小中学生を対象に、人権意識を高める学習の一環として、いじめや差別をなくそうとする勇気や、思いやり、助け合いなどの豊かな心を育む機会となるよう人権ポスターコンクールを行っています。その中から選ばれた最優秀作品を紹介します。



長崎市立城山小学校4年 まつなが 結愛 さん



長崎市立滑石中学校2年 たがわ みこと さん

今年度は長崎市内の小中学校から、4,016点の応募があり、その中から審査によって最優秀作品2点、特選25点、入選63点、計90点が選ばれました。



長崎市人権イメージキャラクター ヒマワリさん

合理的配慮についてご存じですか？

～令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます～

日常生活で提供されている設備やサービス等、障害のない人は問題なく利用できるものでも、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として活動が制限されてしまうことがあります。

障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対し、障害を理由とする「**不当な差別的取扱い**」を禁止するとともに、障害のある人から申出があった場合に負担が重すぎない範囲で「**合理的配慮の提供**」を行うことを定め、障害の有無によって分け隔てられることなく「共に生きる社会」を実現することを目指しています。行政機関等は合理的配慮の提供は義務、事業者は提供するよう努めなければならないとされていましたが、法の改正により事業者も令和6年4月1日から行政機関等と同様に義務となります。

合理的配慮とは、障害のある方から社会の中にあるバリアを取り除くために、行政機関等や事業者ができる範囲で対応することだよ！



不当な差別的取扱いってどんなこと？

- 例えば
- ・障害がある人に対し正当な理由がなく入店を断る。
 - ・障害を理由に窓口での対応を拒んだり、順序を後回しにする。
 - ・言葉遣いや接客の態度など接遇の質を下げる。
 - ・本人を無視して介助者だけに話しかける。

などです。



差別になるからダメ！



合理的配慮って何をすればいいの？

例えば

合理的配慮の内容は障害の程度や場面・状況で異なります。柔軟な対応が大事だよ！

難聴で弱視のため筆談を希望する人に、太いペンで大きな文字を書くようにする。

何かお困りですか？



足の不自由な車いすの人に、高いところに陳列された商品を取って渡す。



みんなに身近な相談者 ～人権擁護委員さん～

人権擁護委員について、皆さん知っていますか？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、地域の皆さんの人権相談や問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

長崎市の人権擁護委員の皆さん(R6.1.1現在50音順 敬称略)

合澤 憲一郎	鮎川 泰輔	石橋 智和子
浦川 恭子	加藤 正美	栗山 洋子
黒岩 英一	澤谷 修造	椎木 紀子
杉本 良和	田中 久美子	田中 法斉
寺井 徳子	飛永 有斗	中路 秀龍
永間 逸男	奈良崎 光広	納富 重信
野口 一男	野口 将司	松村 正信
森永 玲	八尋 剛士	



訪問した小



私たちができることは?



お互いを理解しあい
認め合おうね!

障害者差別解消法では、私たち一人ひとりに対しても、障害を理由とする差別の解消に向けて自発的に取り組むことを促しています。

「障害のある人が困っているのを見かけたら、何ができるだろう…。」

自分ができる範囲でいいのです。まずは一人ひとりが考え、理解を深め少しずつ行動に移していくことで、障害のあるなしに関わらず、だれもが暮らしやすい社会に一步近づけるのではないのでしょうか。



「誰もが同じく持っている大事な権利、それが人権です。」

不当な差別的取扱いや合理的配慮について、詳しくはこちらをご覧ください。

内閣府ホームページ 障害を理由とする差別の解消の推進

スマホからは⇒

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



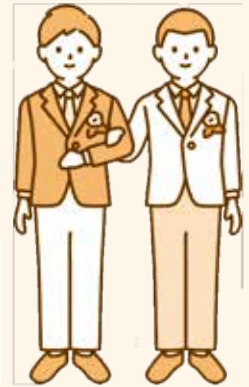
今年度のトピックス

「LGBT 理解増進法」が施行されました

令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行されました。この法律はLGBT(性的少数者)への理解を広め、性のあり方の多様性を認め合い共生する社会の実現を目指しています。



長崎市では性的指向、性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別に悩み、苦しんでいる方の人権について、啓発用リーフレットなどを作成・配布したり、講座を開催するなど、市民のみなさんの理解が深まるよう取り組んでいます。また、当事者の生きづらさの解消につながるものとして、性的少数者のカップルが、その関係性を市長に対して宣誓したことを証明する「長崎市パートナーシップ宣誓制度」を令和元年9月から導入しています。



宣誓をすると、パートナーシップ宣誓書受領証が発行されます。提示することで様々なサービスを受けることができます。

制度やサービスについて詳しくは市ホームページをご覧ください。



学校が人権について学んだ成果です

このような相談に応じています

- いじめ、体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 名誉棄損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された

※様々な相談方法があります。

(相談先や研修申し込みについては、裏面相談窓口一覧参照)

人権擁護委員の皆さんは、人権相談以外にも、地域の小学校へ訪問したり、企業などからの依頼により人権研修をする活動などを行っているよ! 研修の申込みは法務局へ!



窓口の ご紹介

アマランス相談（相談専用電話）095-826-4417

長崎市人権男女共同参画室

夫婦や家族、恋人のこと、職場や地域での人間関係、セクハラ、DVなど。

- 女性相談員一般相談 ※予約優先 毎日 10:00～12:00/13:00～16:00（年末年始を除く）
・水曜日は夜間電話相談も行っています。 水曜日 18:00～20:00（祝日・年末年始を除く）
- 法律相談 ※一般相談後、要予約 金曜日 13:00～16:00（祝日・年末年始を除く）
- 心の健康相談 ※予約優先 月2回 13:00～16:00



相談種別	機関名	電話番号	備考（相談できる時間帯・内容等）
人権擁護委員への窓口相談	長崎地方法務局 人権擁護課 (常設人権相談所)	820-5982	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15 〒850-8507 長崎市万才町 8-16
人権擁護委員への電話相談 ※全国共通ダイヤル	みんなの人権 110 番	0570-003-110	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
	子どもの人権 110 番	0120-007-110	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15 ※通話料無料
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
	外国人人権相談ダイヤル	0570-090-911	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 対応言語：英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語
こどもに関すること	こども・子育てイーカオ相談 (長崎市子育てサポート課)	はいつうじますみんなにっこり 822-3725	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 メール、来所、オンライン相談もあります。詳しくは「イーカオ」から
	長崎市教育研究所	825-2932	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 いじめ、不登校、ひきこもり等
高齢者に関すること	虐待相談専用電話 (長崎市高齢者すこやか支援課)	827-6499	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 (夜間・休日は市役所代表TEL:822-8888)
福祉に関すること	長崎市障害福祉課	829-1141	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 障害のある方のためのサービス等
	障害者虐待防止センター (長崎市障害福祉課)	829-1800	24時間対応 障害のある方への虐待
	長崎中央総合事務所 生活福祉1課、生活福祉2課	829-1144	
	長崎東総合事務所 地域福祉課	894-1247	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 生活保護に関すること
	長崎南総合事務所 地域福祉課	898-7860	
	長崎北総合事務所 地域福祉課	814-3400	
		長崎市生活支援相談センター (長崎市社会福祉協議会)	828-0028
外国人に関すること	長崎県外国人相談窓口 (長崎県国際交流協会)	820-3377	月～土（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 出島町 2-11、出島交流会館 1階 在留資格、仕事、生活などに関する相談。※電話、メール、面談 対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、 タガログ語、ネパール語、インドネシア語、ミャンマー語 含む 22 言語
感染症等に関すること	長崎市地域保健課	829-1153	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 HIV（エイズ）等、感染症に関すること
性的少数者に関すること	長崎県人権教育啓発センター (長崎県人権・同和対策課)	090-5939-5095	LGBT相談デー 第3土曜日 9:30～13:00
犯罪被害者等に関すること	犯罪被害者等支援総合相談窓口 (長崎市自治振興課)	829-1211	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30
被爆者に関すること	長崎市原爆被爆対策部 援護課	829-1149	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 被爆者の健康や生活に関すること
その他	市民相談窓口 (長崎市自治振興課)	829-1231	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 市政相談、一般相談 ※その他の専門相談（法律相談等） は日時が異なるため市民相談窓口（自治振興課）へお問い合わせください。
	消費生活相談専用電話 (長崎市消費者センター)	829-1234	火～日曜日、祝日（年末年始を除く。月曜日が祝日の場合はその翌平日が休み）10:00～17:00 悪質商法、多重債務など消費生活に関する相談

本人通知制度に登録しませんか？

長崎市では、住民票などの証明書を第三者（代理人を含む）に交付した場合に事前登録者にお知らせする本人通知制度を実施しています。

本人通知制度により、証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止することを目的としています。

登録申込受付場所 地域センター（黒崎、池島、長浦事務所を含む） ※郵送での申込可

お問い合わせ先 長崎市住民情報課 TEL 095-829-1137

※登録、通知について手数料はかかりません。

詳しくはこちら ➡

